

## ○学校法人日本社会事業大学クラウドファンディング事業実施規程

### (目的)

第1条 この規程は学校法人日本社会事業大学において、教育、研究、学生の課外活動等に関しクラウドファンディング事業を実施する際に必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程においてクラウドファンディング事業とは、次の各号の目的のため、インターネットを通じて事業の内容を公開し、賛同を得た不特定多数の支援者から寄附金を募ることによって実施する事業をいう。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 課外活動の推進
- (4) 国際交流活動
- (5) 社会貢献活動
- (6) その他学長が認めるもの

### (実施者等)

第3条 クラウドファンディング事業を実施する者（以下「実施者」という。）は、教職員並びに学部・研究大学院・専門職大学院及び通信教育科の学生とする。

2 クラウドファンディング事業の実施者の代表（以下「実施代表者」という。）は専任教職員とする。

### (申請)

第4条 クラウドファンディング事業の実施代表者は、別に定める実施申請書（第1号様式）を作成し、支援金募集開始予定日の原則2ヶ月前までに学長に提出しなければならない。

### (目標額の設定)

第5条 前条に規定する実施申請書中の「クラウドファンディング事業目標金額」は、謝金、旅費、人件費、消耗品費、光熱水費、設備費、管理的経費等の当該事業の実施に係る経費及び当該事業の一部を代行する企業等（以下「代行企業」という。）に支払う経費（以下「手数料」という。）を合算した金額とする。なお、この場合、手数料は代行企業との契約に基づき算定した額とする。

(実施の決定)

第6条 学長は、第4条の申請書が提出された場合、学長室において審査の上、実施の決定を実施代表者へ通知(第2号様式)するものとする。

2 学長は、クラウドファンディング事業の実施申請書に記載された事業が次の各号のいずれかに該当する場合には、実施の決定をしないことを実施代表者に通知するものとする。

- (1) 当該事業が第2条(1)から(5)号のいずれにも該当しない場合
- (2) 当該事業が公序良俗に反する等実施することが適当でない場合

(寄附金の受入れ及び管理)

第7条 クラウドファンディング事業に係る寄附金の受入れ及び管理については、学校法人日本社会事業大学寄附金取扱規程その他の会計に関する諸規定に定めるところによる。

(実績報告)

第8条 実施代表者は当該クラウドファンディング事業終了後2週間以内に学長に実績報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(責務)

第9条 実施代表者及び実施者は当該クラウドファンディング事業を誠実に遂行しなければならない。

(事務)

第10条 クラウドファンディング事業に関する事務は学長室において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、クラウドファンディング事業の実施に関し必要な事項は学長が定める。

附則

- 1 この規程は令和5年7月1日より施行する。